

令和2年6月5日招集令和2年第5回北塩原村議会定例会
村長招集挨拶並びに提案理由の説明

本日ここに、令和二年第五回北塩原村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。本議会に提案いたしました議案等について、説明を申し上げます。

(村政報告)

はじめに、村政についてご報告を申し上げます。

一点目は、庁舎内における公金紛失事案についてであります。村では事案発生後、役場庁舎への防犯カメラの設置や出納室等の錠の交換、さらには、錠の管理や現金取扱いの見直しなど、防犯対策の強化と再発防止に取り組んでまいりました。再びこのような事案を起こすことのないよう、全庁的に取り組んでまいります。警察による捜査の状況につきましては、現場検証、聞き取り調査、指紋の採取・照合がなされましたが、特定に至る証拠は見いだせない状況にあります。捜査は継続されますことから、引き続き捜査に対しまして協力をしてまいります。

二点目は、地域おこし協力隊についてであります。去る三月に任期を満了しました山本賢司（やまもと・けんじ）さんにつきましては、村内の会社に就職し、引き続き村内で生活しております。

また、四月に満了となりました小山則彦（こやま・のりひこ）さんにつきましては、県外に新たな職を求めることになりました。

新たな協力隊員につきましては、現在、千葉県在住の方1名の応募があり、移動制限により面接の実施を延期しておりましたが、6月19日以降面接を実施する予定であります。なお、募集も継続して行ってまいります。

三点目は、新型コロナウイルス関連についてであります。去る5月25日に緊急事態宣言が全面解除されました。これからは、「新しい生活様式」を実践し、業種ごとに定められた「感染拡大予防ガイドライン」に基づきながら、段階的に社会経済活動を再開、そして再生していく局面を迎えました。

生活の安全と安心の面では、感染のリスクはゼロとなっていないことをふまえ、さらには、第二波・第三波に備えるため、6月1日に対策本部会議を開催しまして、特別措置法に基づく「対策本部」については、法律の規定により廃止しましたものの、村では、関係法令に準じた対策本部を設置し、これまでの本部、取り組みを継続していくことといたしました。

一方、産業・経済の面では、経済活動をゆるやかに再開しながら、終息後の姿を見据えた準備が必要であると思っております。

特に、観光産業におきましては、三密を回避するニーズが高まり、家族・グループでの旅行や求められる施設、サービス、活動内容など観光の形態が大きく変化することが予想されています。

そのような状況においては、裏磐梯地区の美しい自然景観、桧原地区の歴史や高原野菜、大塩地区の歴史や生活文化、北山地区の米と園芸作物など、村が有する地域資源が大きな武器となりうるものと思っております。

早急に対策事業等をまとめ、臨時会の開催をお願いしたいと思っております。

生活の安全と経済の再生という難しい局面ではありますが、両立できますよう全力で取り組んでまいりますので、議会の皆様のご指導とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、村の生活支援対策の実施状況についてであります。

本日、6月5日現在、国の定額給付金につきましては、支給人数は、2,503人、支給率は、92.8%、村の緊急給付金につきましては、2,449人、96.8%の支給状況となっております。

また、去る5月22日に議決をいただきました事業継続給付金、上下水道基本料金軽減、利子補給率のかき上げなど、追加対策事業を実行しております。

ここで、発熱外来の設置につきまして、現在の状況をご報告申し上げます。

喜多方市では、新型コロナウイルス感染の不安を緩和し、医療機関の負担を軽減するため、今月中旬に、旧手代木医院に、喜多方医師会に委託して、発熱外来を設置することになりました。平日のみの午後の予約制として、喜多方市、北塩原村、西会津町に居住する高校生以上の方と、広域圏域内に勤務している方を対象に診察を行います。

運営費につきましては、実施状況により、関係市町村で協議していくこととなります。

(議案説明)

本議会に提案いたしました議案等について、説明を申し上げます。

報告第二号は、

令和元年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書についてであります。

村が基本財産を出資する土地開発公社について、地方自治法の規定により、議会に報告するものであります。

報告第三号は、

令和元年度北塩原村一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和二年度に繰越しました道路整備工事など五つの事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第四号は、

令和元年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計繰越明許費

繰越計算書についてであります。

裏磐梯浄化センター汚泥棟の電気設備更新事業について、
地方自治法施行令の規定により報告するものであります。

議案第二十六号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法改正に伴い四月一日から施行するため、三月三十一日付けで専決処分を行いました北塩原村税条例等の一部を改正する条例につきまして、承認を求めるものであります。

議案第二十七号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者の医療の確保に関する法律に伴い、
所要の改正を行うため、四月二十七日付けで専決処分を行いました、
北塩原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、
承認を求めるものであります。

議案第二十八号は、

北塩原村農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を
4分の1以上とすることについてであります。

農業委員会委員の任命につきまして、認定農業者が委員の過半数を占めることが困難なため、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び同法施行規則第2条第2号の規定に基づき、占める割合を4分の1以上とするため、議会の同意を求めるものであります。

議案第二十九号は、

(仮称)裏磐梯多目的グラウンド整備事業管理棟新築工事請負契約についてであります。
去る六月二日に条件付一般競争入札に付した、渡部産業株式会社を相手とする工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第三十号は、北塩原村公有民営方式路線バス車両購入契約についてであります。

去る六月二日に指名競争入札に付した 三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店を相手とする購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第三十一号は、

北塩原村税条例の一部を改正する条例についてであります。

徴収猶予の特例や、寄付金控除、住宅借入金等控除の特例など、新型コロナウイルス感染症の影響に係る税制上の措置について、地方税法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第三十二号は、

北塩原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の改正に伴い、連携施設の規定について、所要の改正を行うものであります。

議案第三十三号は、

北塩原村介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

低所得者における介護保険料の軽減強化について、

令和二年度の介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第三十四号は、

令和二年度北塩原村一般会計補正予算（第四号）についてであります。

歳入歳出それぞれ、六百二十三万五千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ三十四億五千九百五十四万五千円とするものであります。主な補正の内容は、

○コミュニティ助成事業 二百四十万円

○介護保険システム改修事業 二十八万六千円

○児童手当システム改修事業 十四万五千円

○新型コロナウイルス感染症対策事業 三百四十万四千円などであります。

議案第三十五号は、

令和二年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算（第二号）についてであります。

内容につきましては、令和二年度から令和三年度にかけて実施予定の裏磐梯浄化センター汚泥棟電気設備更新工事に伴う継続費一億六千万円を設定するものであります。

議案第三十六号は、

令和二年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第一号）についてであります。

歳入歳出それぞれ、六十八万四千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ三億三千二百八十万七千円とするものであります。

主な補正の内容は、介護保険システム改修事業であります。

以上、議案十一件をご提案申し上げますが、詳細につきましては、議案審議の際、担当課長に説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。なお、人事案件としまして、北塩原村農業委員会委員の任命について七件、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を追加でご提案を申し上げますので、ご審議を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして私の挨拶といたします。

(村長降壇)